

○土砂災害（ハザードマップ）

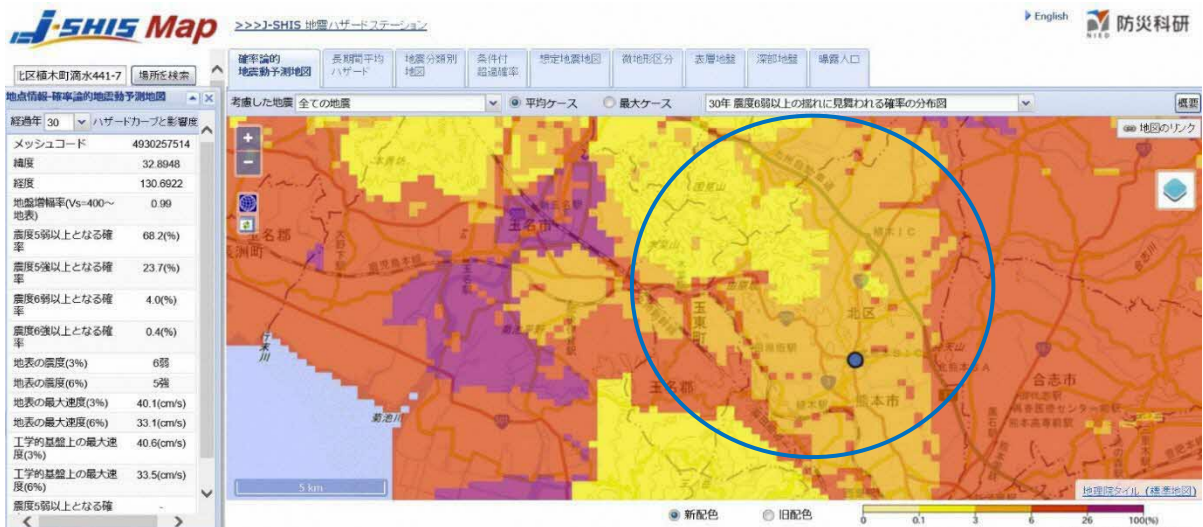
当市のハザードマップによると一時的な豪雨による土砂被害は合志川沿いだけではなく、町内の高台や傾斜が多い地区の数十カ所で想定される。

熊本市ハザードマップ



○地震（J-SHIS）

今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が4.0%（J-SHIS地図参照）と予想されている。当該地震による津波の被害は想定されていない。



※●が熊本市植木町商工会 ○ 植木町商工会地区

○感染症

新型インフルエンザは、過去の事例をもとに「10年～40年程度の周期で発生してきた可能性がある」。しかし、次にどのようなウイルスがいつ出現するかを正確に予測することは困難である。こうした新型ウイルスが出現した場合、多くの人々は免疫を持っていないため、急速な全国的拡大（パンデミック）を引き起こし、広域かつ深刻な健康被害および社会的影響をもたらす恐れがある（医療供給体制の逼迫、社会活動の停滞、物流制約など）。

また、新型インフルエンザに限らず、未知の病原体（新興感染症・変異ウイルスなど）が将来出現する可能性も指摘されている。したがって、将来の感染症流行に備えて、地域医療・保健体制の強化、住民への正しい知識普及、検査・隔離体制やワクチン接種体制の整備、事業継続計画の策定などが重要であると考ええる。

○その他

当会が対象とする植木地区は、平成22年3月23日に熊本市に編入され、平成24年4月に政令指定都市に移行した熊本市の5つの区（東区、中央区、西区、南区、北区）の中で最も面積が大きい北区に位置し、植木町は北区総面積の約半分を占めており、人口は約28,000人である。

当地域は国道3号線等の主要幹線道路が走り、高速道路植木ICなどのインフラも整備されたことで、商業施設や医療機関、学校や福祉施設も多く建設される一方、第一次産業の就業者が最も多い植木町は、農業が盛んな町であり、特に植木すいかは日本有数の生産量を誇っている。

(2) . 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 929人 (平成26年経済センサス)
- ・ うち小規模事業者数 667人 (平成26年経済センサス)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所立地状況等）
卸売・小売業	305	183	幹線道路や市街地に多い
宿泊・飲食業	111	64	幹線道路や植木温泉に多い
サービス業	225	211	幹線道路や市街地に多い
製造業	87	67	全域に分散
建設業	108	101	全域に分散
その他	93	41	全域に分散
合計	929	667	

3. これまでの取組

(1) 熊本市の取組

- ・ 地震ハザードマップ作成
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 地域防災計画及び業務継続計画策定
- ・ 統合型ハザードマップ作成
- ・ 防災備品の備蓄（備蓄食料22万食、1日分）
- ・ 支援機関との共催による事業継続力強化計画策定支援セミナー開催。

(2) 熊本市植木町商工会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 巡回訪問時に小規模事業者への関係資料の配布・周知をはじめ、広告媒体である当会会報において、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信等
- ・ 防災備品を備蓄
- ・ 熊本県火災共済協同組合（くまもと共済）と連携した損害保険への加入促進
- ・ 当会BCPの策定

II 課題

(1) 緊急時の対応体制の不備

現在、当会では緊急時の対応に関する具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、協力体制の重要性についての認識が不足しています。平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員も十分に確保されていない。

(2) 専門的助言体制の不足

保険・共済に関する専門的な助言を行える経営指導員等の職員が不足しており、事業者への適切なアドバイスが行き届いていない状況。

(3) 地域の災害リスク情報の不足

当会の役職員や小規模事業者が地域の災害リスクに関する十分な情報を持ち合わせておらず、リスク認識が低いことが課題。

(4) 防災備品の備蓄不足

地域内での防災備品の備蓄が不十分であり、災害発生時に迅速な対応が難しい。

(5) 事業継続力強化計画（BCP）の未策定

地区内の小規模事業者における BCP や事業継続力強化計画の策定に対する認識が低く、計画の策定が進んでいない。

(6) 感染症対策の不備

感染症対策において、町内小規模事業者に対する予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者の出社禁止ルールの導入、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性の周知などが必要。

III 目標

(1) 防災・感染症対策の強化

地域の災害リスクや感染症リスクに関する情報提供を強化し、事前対策の重要性を周知。具体的には、ハザードマップの活用や感染症対策の啓発活動を通じて、地域全体のリスク認識を高める。

(2) 事業継続力強化計画（BCP）の策定支援

地区内小規模事業者に対して、BCP の策定を支援し、災害や感染症発生時における事業継続力の強化を図る。専門家によるセミナーや個別相談を通じて、計画策定の支援を実施。

(3) 防災備品の備蓄と共有体制の構築

防災備品の備蓄を進めるとともに、地域内での共有体制を構築し、災害発生時に迅速かつ効果的な対応ができるようにする。

(4) 専門的助言体制の強化

保険・共済に関する専門的な助言を行える人員の育成や外部専門家との連携を強化し、事業者への適切なアドバイスを提供。

(5) 感染症対策の実施と周知

感染症対策として、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者の出社禁止ルールの導入、感染拡大時に備えた衛生品の備蓄、保険の必要性の周知。

(独自の取組目標 (セミナー開催回数、事業所BCP策定件数))

※意欲的で必要性の高い事業者を対象としたセミナーを開催してBCP策定支援を行う。

熊本市植木町商工会	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
①「普及・啓発」 広報紙による周知	1回	1回	1回	1回	1回
②小規模事業者BCP 策定セミナー開催数	1回	1回	1回	1回	1回
③小規模事業者BCP 策定件数	3件	3件	3件	5件	5件
④策定後翌年 フォローアップ	6件	6件	6件	10件	10件
⑤職員向けBCP 策定支援研修参加	1回	1回	1回	1回	1回

熊本市	目的	目標	
① 普及・周知	国など関係機関が実施するセミナー や支援策等の情報を広く周知する	メルマガ発信	複数回
② 計画策定支援	事業継続力強化計画策定支援を行う	セミナーの開催	年1回

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

< 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間 >

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

1) 事前の対策

熊本市が策定している『熊本市地域防災計画』に基づき、商工会の防災体制を整備。これにより、災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう、計画との整合性を整理する。また、感染症発生時には、国の示す感染症予防マニュアルに基づき応急対策等に取り組める。

・小規模事業者に対する災害リスクの周知

巡回経営指導の強化

巡回経営指導時に、熊本市ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明。

・情報発信の強化

植木町商工会広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を実施。

・BCP策定支援の強化

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を実施。

・専門家によるセミナーの実施

事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、計画策定の支援、損害保険の紹介等を実施。

・最新情報の提供とデマ対策

新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知。

・業種別ガイドラインの遵守

新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施。

・感染症対策の支援

事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供。

《各年度の目標件数》

熊本市植木町商工会	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
①「普及・啓発」 広報紙による周知	1回	1回	1回	1回	1回
②小規模事業者BCP 策定セミナー開催数	1回	1回	1回	1回	1回
③小規模事業者BCP 策定件数	3件	3件	3件	5件	5件

2) 関係団体等との連携

・専門家・組織との連携による普及啓発

熊本県火災共済協同組合や事業継続力強化計画（BCP）作成の専門家の派遣を依頼し、会員事業者に限らず町内の小規模事業者全般を対象とした普及啓発セミナーを実施。セミナーでは、災害リスクの理解促進、BCP 策定支援、損害保険や共済の活用方法など、実践的な情報提供を実施。

・感染症リスクに対応したリスクファイナンスの周知

生命保険、傷害保険、感染症特約付き休業補償保険などの各種保険制度を活用したリスクファイナンス対策の重要性について周知し、事業者が被害リスクに備えるための情報提供を実施。

・最新の行政・専門家情報との連携

保険やBCP 策定に関する情報は、国・県の最新ガイドラインや専門家の知見に基づき、日々更新して事業者を提供することで、正確かつ実効性のある対策を支援。

3) フォローアップ及び事業の評価

・年度ごとの協議会開催

毎年度、(仮称)熊本市植木町事業継続力強化支援協議会（構成員：当商工会※法定経営指導員の参画を含む、市役所等）を年1回開催し、小規模事業者の事業者BCP や事業継続力強化計画の取組状況を確認し、取組状況の把握だけでなく、改善点や支援ニーズについても協議し、今後の計画に反映させる。

・評価・検証のフィードバック

協議会での評価結果は、商工会役員会へ報告・フィードバックした上で、次年度以降の事業実施方針や支援内容に反映させる。

・情報の公開・周知

評価結果や協議会での取り組み内容は、商工会ホームページや年1回発行の会報に掲載し、地域の小規模事業者が常に閲覧可能な状態とする。

《各年度の目標件数》

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
事業者BCP取組状況のフォローアップ件数	6	6	6	10	10

※事業者BCP策定1件につき年2件のフォローアップを行う

4) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震、大雨等）が発生したと仮定し、熊本市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施）。熊本市が実施する防災訓練の日程に合わせて訓練を行う。

< 2. 発災後の対策 >

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 2 時間以内を目安に、職員の安否を報告します。

LINE・Facebook 等の SNS や、商工会災害状況報告システム (<https://www.shokokai-system.com>) を利用し、以下を共有。

- ・職員の安否・業務従事可否
- ・家屋・事業所の被害状況
- ・道路・交通状況
- ・共有された情報は、当会と熊本市がリアルタイムで確認・活用

2) 応急対策方針の決定

当会と熊本市間で、被害状況・被害規模に応じた応急対応の方針を決定

職員全員が被災した場合など、応急対策が困難な場合の役割分担を事前に決めておく。

大まかな被害状況を確認し、可能な限り 1 日以内に関係機関・会員事業者へ情報共有する。

3) 感染症発生時の対応

国内で感染症が発生した場合は、職員の体調管理を徹底する。

事業所の消毒、職員の手洗い・うがい、マスク着用など標準的感染予防策を実施。

新型インフルエンザ等、感染症対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言が発出された場合は、熊本市の感染症対応方針に従い、商工会として必要な感染症対策を実施する。

メール・SNS 等 ICT を活用し、会員事業者への状況連絡や支援情報をリアルタイムで提供する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内の 10% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 1% 程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の 1% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

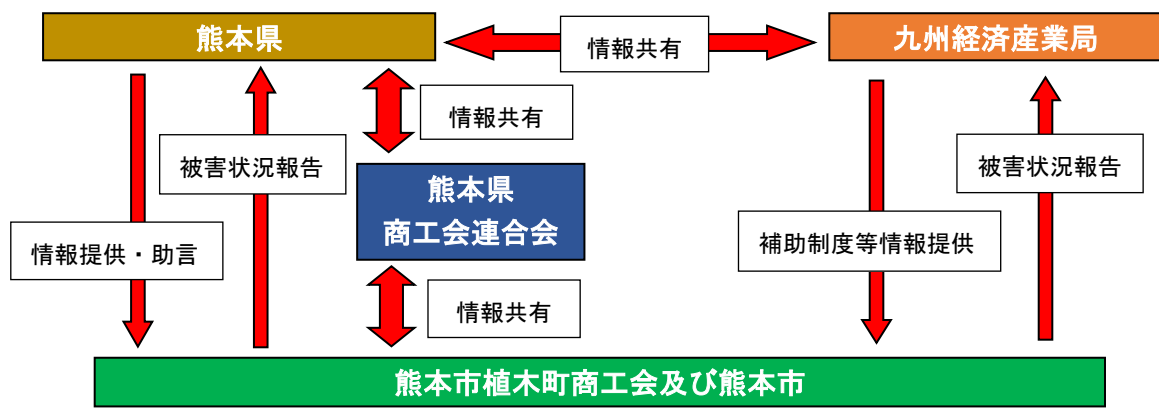
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 4 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・熊本市で取りまとめた感染症対策についてのガイドラインを踏まえ、必要な情報の把握と発信を速やかに行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発災時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う事について決定する。
- ・当会と熊本市は被害状況の確認方法や被害額（総合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてはあらかじめ確認する。
- ・当会と熊本市が共有した情報を、熊本県商工会連合会、熊本県商工政策課あてメール又はFAX等にて当会又は当市より報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

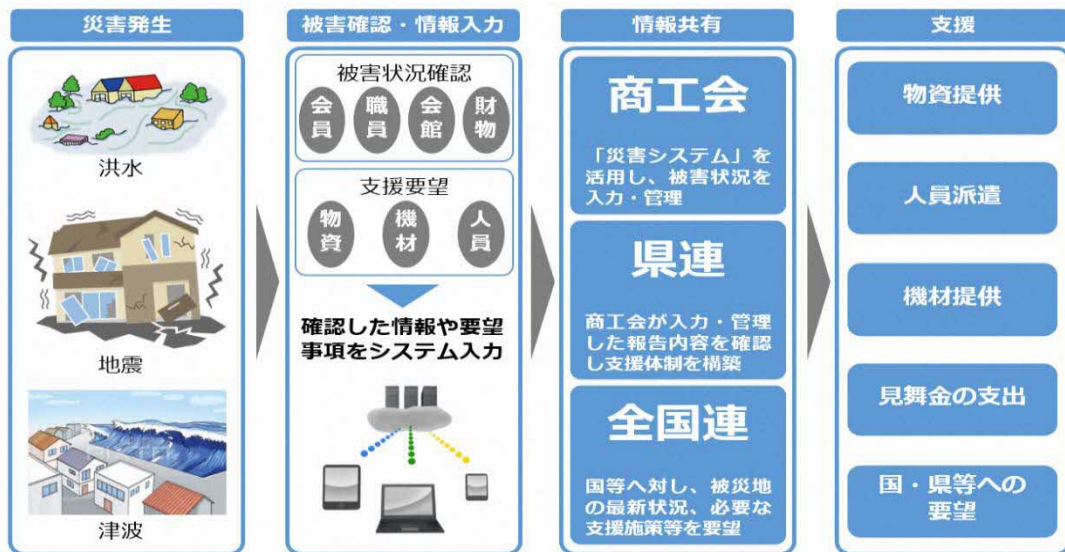


< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について熊本市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（当会は国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所に相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
ツールとして、全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を活用する。

本システムの全体イメージ

商工会職員が確認した被災状況を携帯端末等でその場で入力し、速やかに商工会組織全体で共有することにより、迅速な支援につなげることが可能となります。



- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・熊本市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ・当会ホームページ、Facebook、Instagramを活用した情報発信を行う。

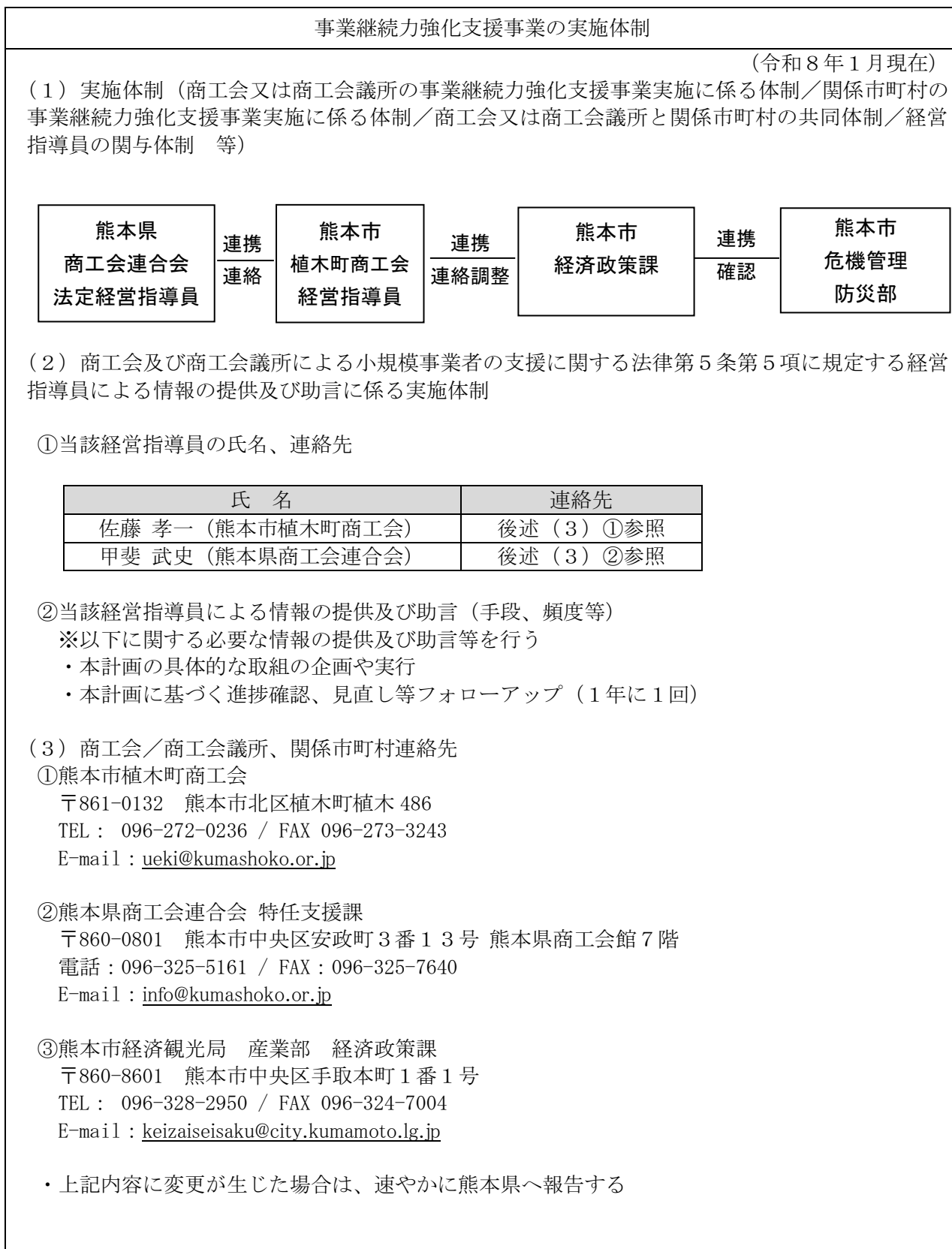
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけで対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県や熊本県商工会連合会等に相談し、相談体制の維持を行う。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助・助成制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	100	100	100	100	
・協議会運営費	25	25	25	25	
・セミナー開催費	100	100	100	100	
・チラシ作製費	50	50	50	50	
・防災備品購入費	25	25	25	25	

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
収入；熊本県補助金、熊本市補助金、会費収入、事業収入 等
※専門家派遣は、熊本県商工会連合会の専門家派遣制度や連携損害保険会社等を活用し実施する。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等